

入院時の食事に係る標準負担額が 改定されます

2025年（令和7年）4月1日より

- 入院時の食事代は、診療や薬代などの費用とは別に下表の自己負担が必要です。

【入院時 1食あたりの負担額】

一 般 (70歳未満)	70歳以上の 高 齢 者	標準負担額（1食あたり）	
		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
● 一 般 (下記以外)	● 一 般 (下記以外)	490 円	510 円
		指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等・ 精神病床に1年以上超入院する患者	
● 低所得者 (住民税非課税)	● 低所得者Ⅱ (※1)	過去1年間の入院期間が90日以内 230 円	240 円
		過去1年間の入院期間が90日超 180 円	190 円
該当なし	● 低所得者Ⅰ (※2)	110 円	110 円

※1 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いた時に
0円となる者、あるいは②老齢福祉年金受給権者